



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

177	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	2
178	〃	(〃).....	2
179	〃	(〃).....	2
180	〃	(〃).....	3
181	〃	(〃).....	3
182	〃	(〃).....	3
183	〃	(〃).....	4
184	〃	(〃).....	4
185	〃	(〃).....	5
186	〃	(〃).....	5
187	〃	(〃).....	5
188	〃	(〃).....	6
189	〃	(〃).....	6
190	〃	(〃).....	6
191	介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課).....	7
192	救急病院の認定	(医務課).....	7
193	〃	(〃).....	7
194	〃	(〃).....	8
195	〃	(〃).....	8
196	〃	(〃).....	8
197	〃	(〃).....	8
198	〃	(〃).....	9
199	〃	(〃).....	9
200	〃	(〃).....	9
201	〃	(〃).....	9
202	木材業者等の登録	(林業振興課).....	9
203	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	10
204	土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	10

○ 人事委員会告示

2	平成26年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施	11
---	--------------------------	-------	----

○ 選挙管理委員会告示

14	政治団体の届出事項の異動の届出	16
15	政治団体の解散の届出	16
16	政治団体の収支報告書の要旨	17
17	政治団体の設立の届出	17

18 和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等 18

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課) 18

告 示

和歌山県告示第177号

和歌山県田辺市上芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月18日から平成25年9月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市上芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市上芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第178号

和歌山県橋本市胡麻生・紀見・細川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県橋本市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月13日まで
- 3 成果の名称
和歌山県橋本市胡麻生・紀見・細川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県橋本市胡麻生・紀見・細川の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第179号

和歌山県海南市木津・九品寺の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年11月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市木津・九品寺の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市木津・九品寺の各一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第180号

和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成25年10月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町箕六の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第181号

和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成25年10月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町上ヶ井の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第182号

和歌山県海草郡紀美野町高畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成25年10月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町高畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町高畑の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第183号

和歌山県海草郡紀美野町桂瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成25年10月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町桂瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町桂瀬の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第184号

和歌山県海草郡紀美野町今西の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成25年10月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町今西の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町今西の一部地区

5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第185号

和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月1日から平成25年10月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第186号

和歌山県東牟婁郡古座川町大字大川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成23年6月1日から平成25年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町大字大川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町大字大川の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第187号

和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期

平成20年9月8日から平成23年3月23日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字川口の一部地区

5 認証年月日

平成26年2月13日

和歌山県告示第188号

和歌山県紀の川市貴志川町長原・鳥居の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年10月2日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市貴志川町長原・鳥居の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市貴志川町長原・鳥居の各一部地区

5 認証年月日

平成26年2月13日

和歌山県告示第189号

和歌山県紀の川市中鞆渕の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年11月13日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市中鞆渕の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市中鞆渕の一部地区

5 認証年月日

平成26年2月13日

和歌山県告示第190号

和歌山県岩出市山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年1月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市山の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年2月13日

和歌山県告示第191号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072000015	株式会社和通	ケアランド御坊	御坊市野口1184	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成25.8.31
3071201168	有限会社ダンドリオン	訪問介護サービスたんぼぼ	紀の川市名手西野27-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25.10.31
3072500675	株式会社かしの木	介護サービスかしの木	東牟婁郡那智勝浦町天満1415番地10	居宅介護支援	平成25.10.31
3072100682	有限会社モアッサン	有限会社モアッサン	日高郡印南町印南2479	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成25.11.29
3062090034	有限会社メディウエル	訪問看護ステーションリハビリ倶楽部御坊支社	御坊市湯川町小松原420-15 興土ビル4階A	訪問看護・介護予防訪問看護	平成25.12.31

和歌山県告示第192号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 中江病院
- 2 所在地 和歌山市船所30-1
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第193号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 医療法人青松会 河西田村病院
- 2 所在地 和歌山市島橋東ノ丁1番11号
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第194号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神505-4
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第195号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 中谷病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神123-1
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第196号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 日本赤十字社和歌山医療センター
- 2 所在地 和歌山市小松原通四丁目20番地
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第197号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 井上病院
- 2 所在地 和歌山市小人町南ノ丁20番地
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第198号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 橋本病院
- 2 所在地 和歌山市堀止南ノ丁4番31号
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第199号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山生協病院
- 2 所在地 和歌山市有本143-1
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第200号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 寺下病院
- 2 所在地 和歌山市和歌町22番地
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第201号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 中谷医科歯科病院
- 2 所在地 和歌山市屋形町1丁目11番地
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第202号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年 月 日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地

1001	平成 26.2.10	和歌山市西浜1660-316	愛吉商店 吉成繁昭	製材	和歌山市西浜1660-316
------	---------------	----------------	--------------	----	----------------

和歌山県告示第203号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第204号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害特別警戒区域の名称

桜谷川（8-425-1-023）、右支溪（8-425-1-024）、左支溪（8-425-1-034）、宮谷川（8-425-1-035）、右支溪（8-425-2-020）、右支溪（8-425-2-021）、鼻田谷川（8-425-2-022）、右支溪（8-425-2-023）、右支溪（8-425-2-036）、赤木川左支溪（8-425-1-015）、赤木川左支溪（8-425-1-017）、赤木川左支溪（8-425-1-018）、寺風呂谷川（8-425-1-019）、熊野川右支溪（8-425-1-020）、赤木川右支溪（8-425-2-003）、谷口谷川左支溪（8-425-2-011）、谷口谷川（8-425-2-012）、前の奥谷川（8-425-2-013）、赤木川左支溪（8-425-2-014）、熊野川右支溪（8-425-2-015）、志古川右支溪（8-425-2-016）、志古谷川（8-425-2-017）、山の谷川（8-425-2-018）、宮ノ前谷川（8-425-2-019）、高田川左支溪（8-207-2-029）、高田川左支溪（8-207-2-030-1）、高田川左支溪（8-207-2-030-2）、高田川左支溪（8-207-2-031）、高田川左支溪（8-207-2-032）、高田川左支溪（8-207-2-034-1）、高田川左支溪（8-207-2-034-3）、口高田川右支溪（8-207-2-037-1）、口高田川右支溪（8-207-2-037-2）、口高田川右溪流（8-207-2-036-2）、口高田川右溪流（8-207-2-038）、口高田川右溪流（8-207-2-039-1）、口高田川右溪流（8-207-2-039-2）、口高田川右溪流（8-207-2-040-2）、口高田川左溪流（8-207-2-041）、口高田川左溪流（8-207-2-042-1）、口高田川左溪流（8-207-2-042-2）、口高田川左溪流（8-207-2-043）、口高田川左溪流（8-207-2-044）、篠尾川右支溪（8-425-1-026）、篠尾川右支溪（8-425-1-027）、内ノ井谷川（8-

425-1-030)、内ノ井谷川(8-425-1-031)、篠尾川右支溪(8-425-2-026)、篠尾川右支溪(8-425-2-027)、宮ヶ谷川(8-425-2-028)、篠尾川左支溪(8-425-2-032)、長瀬谷川(8-425-2-033)、篠尾川左支溪(8-425-2-034)、新宮川左支溪(8-425-2-035)、錐恵谷川(8-425-1-036)、九重谷川(8-425-1-037)、北山川右支溪(8-425-1-038)、右支溪(8-207-1-019)、右支溪(8-207-1-019-1)、右支溪(8-207-1-019-2)、右支溪(8-207-1-020)、右支溪(8-207-1-021-1)、右支溪(8-207-1-022)、右支溪(8-207-1-023)、射矢の谷川右支溪(8-207-1-024)、射矢の谷川右支溪(8-207-1-025)、右支溪(8-207-1-027)、神倉川右支溪(8-207-1-028)、東鴻田左支溪(8-207-2-019)、東鴻田左支溪(8-207-2-020)、射矢ノ谷川右支溪(8-207-2-021)、神倉川右支溪(8-207-2-022)、上居地(I-2025)、中居地(I-2026)、宮井3(I-2027)、音川(1)(I-2030)、音川2(I-2031)、音川(I-2032)、松沢・松沢(1)(I-2033)、松沢2(I-2034)、熊城(I-2040)、山本(I-2041)、中居地2(II-8344)、宮井4(II-8345)、音川3(II-8347)、音川4(II-8348)、宮井大橋(II-8445)、蛇ノ谷(III-4610)、宇和平・高田1(I-2008)、高田1(I-2412)、高田3(I-4601)、高田4(I-4602)、高田7(II-8003)、高田12(II-8008)、高田13(II-8009)、高田14(II-8010)、高田15(II-8011)、高田16(II-8012)、高田17(II-8013)、高田18(II-8014)、高田19(II-8015)、高田20(II-8016)、高田21(II-8017)、高田22(II-8018)、高田23(II-8019)、高田24(II-8020)、高田25(II-8021)、高田26(II-8022)、高田27(II-8023)、高田28(II-8024)、高田29(II-8025)、高田30(II-8026)、高田31(II-8027)、俵石2(II-8029)、高田2(III-4501)、棕井(I-2045)、谷口1(I-2046)、谷口2(I-2047)、志古4(I-4718)、日足2(I-4719)、日足3(I-4720)、宮井5(I-4721)、日足5(I-4722)、日足6(I-4723)、日足7(I-4724)、志古5(II-8349)、志古6(II-8350)、志古7(II-8351)、志古8(II-8352)、日足8(II-8354)、棕井2(II-8355)、谷口3(II-8356)、棕井3(II-8357)、志古2(II-8446)、志古3(II-8447)、内ノ井(1)(I-2019)、内ノ井(2)(I-2020)、西敷屋上地(I-2021)、西敷屋(I-2419)、内ノ井(3)(I-4715)、西敷屋(2)(II-8331)、西敷屋(3)(II-8332)、西敷屋(4)(II-8333)、内ノ井(4)(II-8334)、内ノ井(5)(II-8335)、西敷屋(5)(II-8336)、西敷屋(6)(II-8337)、上地(2)(III-4607)、浦地(1)(I-2017)、浦地(2)(I-2018)、九重(II-8338)、浦地(3)(II-8339)、浦地(4)(III-4608)、九重(101)(II-80026)、九重(102)(II-80027)、九重(103)(II-80028)、九重(104)(II-80029)、橋本・石ヶ坪(3)(I-1990)、石ヶ坪(2)・石ヶ坪(4)(I-1992)、石ヶ坪(1)・石ヶ坪(3)・石ヶ坪(5)(I-1993)、新宮・新宮(3)(I-1994)、鴻田(I-1995)、神倉・左指の鼻(I-2001)、大平見・石ヶ坪(2)・石ヶ坪(4)(I-2003)、鴻田1(I-2005)、萩野(I-2197)、五新(I-2416)、新宮4(I-2417)、石ヶ坪8(I-4605)、石ヶ坪9(I-4606)、石ヶ坪10・新宮・新宮(2)(I-4608)、橋本3(I-4609)、鴻田4(I-4616)、鴻田2(I-4617)、新宮5(I-4618)、新宮6(II-8054)、新宮7(II-8055)、新宮8(II-8056)、鴻田3(III-4502)

3 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第2号

平成26年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成26年2月25日

平成26年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
警察官A男性	一般	43人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
	武道(柔道)	1人程度	上記の職務に加え職員に対して武道指導を行う。
	武道(剣道)	1人程度	
警察官A女性	一般	10人程度	男性一般と同じ。

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A男性	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成27年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和57年4月2日以降に生まれた男性
	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成27年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で一般財団法人全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成27年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
警察官A女性	男性一般と同じ。	昭和57年4月2日以降に生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成27年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成26年5月11日(日)午前9時	和歌山市田辺市	平成26年5月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成26年6月中旬	和歌山市	平成26年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成26年7月中旬	和歌山市	平成26年7月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配点	内 容
教養試験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (50問)
実技試験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 実技試験は、男性武道（柔道）及び男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。

※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験 (立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分)	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1, 200字程度)
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力、色覚等を判定するため、レントゲン検査、血液検査、尿検査等を行う。)

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成25年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	1, 200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合 格 基 準	
	警察官A男性	警察官A女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
体重	おおむね47kg以上	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。	

※ 上記検査項目のうち、身長、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県警察本部警務課
和歌山県警察本部交通センター
県内各警察署
和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
和歌山県東京事務所
和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙（申込書、受験票及び写真票）の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

また、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から申込用紙を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申込手続を行うこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

(4) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年3月1日（土）午前10時から同年4月11日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。

イ 郵送による申込みの場合

平成26年3月1日（土）から受付を開始し、同年4月11日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(5) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

大学卒業見込みで受験した人は、平成27年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、卒業見込み者については平成27年4月以降、既卒者については平成26年9月以降の予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額は、197,200円（平成25年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
仁坂吉伸橋本後援会	会計責任者	岸田俊規	平木哲朗	平成25.12.31	政治団体	
自由民主党和歌山県笑顔支部	主たる事務所の所在地	和歌山市雄松町1-51	和歌山市東長町9-9	平成26.1.20	政党	
山田としお和歌山県後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市美園町5-1-1	海南市日方1520	平成26.1.20	政治団体	
和歌山県農政連盟	主たる事務所の所在地	和歌山市美園町5-1-1	海南市日方1520	平成26.1.20	政治団体	
汐崎まこと後援会	会計責任者	汐崎勢津子	阪田ひとみ	平成26.1.21	政治団体	
ながのそういち後援会	代表者	長野秀己	長野亨治	平成26.1.23	政治団体	
	会計責任者	上田喜浩	長野秀己			
仁坂吉伸日高川町後援会	主たる事務所の所在地	日高郡日高川町大字下田原259-1	日高郡日高川町玄子426	平成26.1.24	政治団体	
	代表者	市木久雄	玉置俊久			
福山晴美後援会	会計責任者	西村作男	岩崎安宏	平成26.1.27	政治団体	
きむらまさこ後援会	代表者	岡村はつ子	輪島昭治	平成26.1.27	政治団体	
	会計責任者	田口礼輝	池田孝生			
世耕弘成吉備後援会	会計責任者	生駒雅昭	岩倉伸治	平成26.1.27	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
藤井健太郎後援会	山本尋高	平成 25. 12. 20	平成 26. 1. 17
尾崎尚雄後援会	尾崎尚雄	平成 25. 12. 31	平成 26. 1. 17
岸芳男後援会	向井ゆき子	平成 25. 12. 31	平成 26. 1. 20
人とまちを元気にする会	本間勝利	平成 25. 12. 31	平成 26. 1. 20

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

（単位：円）

藤井健太郎後援会

報告年月日 26. 1. 17

1 収入総額	0
2 支出総額	0

尾崎尚雄後援会

報告年月日 26. 1. 17

1 収入総額	1, 240
前年繰越額	1, 240
2 支出総額	0

岸芳男後援会

報告年月日 26. 1. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

人とまちを元気にする会

報告年月日 26. 1. 20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

小西政宏と未来の橋本のかたちにする会	高井基充	森井規仁	橋本市柱本26-1	平成 26. 1. 10
坂口ちかひろ後援会	坂口親宏	上田悦子	橋本市小原田147	平成 26. 1. 10
小林ひでよ後援会	上田紀久男	玉川久二夫	有田郡有田川町徳田1240-2	平成 26. 1. 15
辻岡俊明後援会	林吉彦	山城昌道	有田郡有田川町奥513-5	平成 26. 1. 17

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成26年3月16日執行予定の和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成26年2月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

- 1 基準となる日 平成26年3月6日。ただし、年齢については平成26年3月16日
- 2 登録を行う日 平成26年3月6日
- 3 縦覧に供する日 平成26年3月7日

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年2月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
平成26年度 調達案件番号20130014393号
- (2) 調達案件名
和歌山県広報誌「県民の友」印刷
- (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県広報誌「県民の友」印刷 1式
- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (5) 納入期限
入札説明書による。
- (6) 納入場所
入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入

札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成26年2月25日（火）から同年3月11日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成26年3月18日（火）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成26年3月17日（月）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成26年3月17日（月）午前9時から同月18日（火）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1Unit
(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 18 March 2014
(3) Contact point for the notice : Business Center Division,
Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori, Wakayama City,
Japan 640-8585
TEL 073-441-2294